

## ○高島町介護保険条例

### 第3章 介護保険運営協議会

(設置)

**第4条** 介護保険事業の円滑な運営を行うため、高島町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数)

**第5条** 協議会の委員の定数は次の各号の定めによるものとし、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 介護支援事業者又は介護サービス事業者を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人

(委員の任期)

**第6条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

**第6条の2** 第5条に規定する委員のほか、法第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定にあたって必要があるときは、協議会に7人以内の特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、町長が委嘱する。

3 特別委員は、介護保険事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(協議会の所掌事項)

**第7条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 介護保険事業運営の調査、研究に関すること。
- (3) その他介護保険事業に関すること。

## ○高畠町介護保険運営協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高畠町介護保険条例（平成12年3月条例第23号）第4条の規定に基づき、高畠町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職を代理する。

(協議会)

**第3条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

**第4条** 委員は、職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(報酬)

**第5条** 委員の報酬は、高畠町特別職の職員の給与に関する条例（昭和45年3月条例第12号）第6条に定めるところによる。

以下、省略

## ○高島町地域密着型サービス運営委員会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、介護保険法（平成17年法律第77号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項の規定により高島町地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス（事業者）の指定を行うこと。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関すること。
- (4) その他運営委員会が必要と認める地域密着型サービスに関すること。

(委員)

**第3条** 運営委員会の委員は、高島町介護保険運営協議会委員があたるものとする。

(組織)

**第4条** 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(会議)

**第5条** 運営委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

以下、省略。

## ○高畠町地域包括支援センター運営協議会設置規程

(設置)

**第1条** 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置及び円滑かつ適切な運営を図るため、高畠町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の決定

オ その他協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要と認める事項

(2) センターの運営に関すること。

(3) センターの職員を確保するための協議会の構成員、地域の関係団体等の調整に関すること。

(4) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域支援の開発その他の地域包括ケアに関する事項で、協議会が必要と判断した事項に関すること。

(委員)

**第3条** 協議会の委員は、高畠町介護保険運営協議会委員があたるものとする。

(組織)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

**第6条** 委員は、職務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

以下、省略。